

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務 企画提案実施要綱

1. 業務名

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務

2. 委託業務内容

別添「沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務企画提案仕様書」のとおり

3. 予算額

2,964,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む額）

ただし、当該金額は企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

4. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員のすべてがこの要件を満たすこと。

（参考）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 防災分野に関する基本的な知識を有し、本企画提案と類似の提案における受託実績を有していること。
- (3) 沖縄県及び県内市町村の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県及び関係市町村と密接に連携できること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 法人にあたっては、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

5. 今後のスケジュール等について

(1) 質問受付期間

- ① 期 間：公告の日から令和 8 年 4 月 21 日(火) 17 時 まで
- ② 質問方法：**【様式 2】** 質問書により、メールにて提出すること。
- ③ 提 出 先：福祉政策課 地域福祉推進班 aa030100@pref.okinawa.lg.jp
- ④ 回答方法：質問のあった事項については、福祉政策課ホームページにおいて
随時回答する。
- ⑤ 最終回答日：令和 8 年 4 月 22(水)を予定

(2) 参加申込期限

- ① 申込期限：令和8年4月22日(水) 17時
- ② 提出書類：**【様式1】** 企画提案意思確認書
- ③ 提出場所：沖縄県生活福祉部 福祉政策課(沖縄県庁3階)
- ④ 提出方法：持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(3) 企画提案

- ① 提出期限：令和8年4月24日(金) 17時
- ② 提出書類：次に掲げるすべての書類を、記載している部数分提出すること。
なお、書類は原則A4版としてすべての書類を合わせて30頁以内とし、日本語により作成すること。
 - ア. **【様式3】** 企画提案応募申請書
 - イ. **【様式4】** 会社概要
 - ウ. **【様式5】** 業務実績
業務実績については、可能な限り、契約書の写し及び実績報告書又は成果物の写しを添付する。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認の上、提出する。
 - エ. **【様式6】** 経費見積書
経費見積書の明細(任意様式)を別途添付する。
 - オ. **【任意様式】** 企画提案書
仕様書(別紙)記載の内容に合致した企画提案を行うこと。あわせて、事業計画のスケジュール及び事業の実施体制を示すこと。
- ③ 必要部数：正本1部、副本1部
(副本は片面印刷、カラーコピー、A4版とする。パンフレット、A3書類等もすべてA4で印刷すること。)
- ④ 提出場所：沖縄県生活福祉部 福祉政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
- ⑤ 提出方法：持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。

(4) 審査

沖縄県生活福祉部福祉政策課に設置する「選定委員会」において、企画提案書の内容やこれまでの実績等を審査・採点し、優先交渉者を決定する。

- ① 日時：令和8年5月7日(木) (予定)
- ② 場所：沖縄県庁内会議室

(5) 委託業者決定

- ① 決定通知：令和8年5月8日(金) (予定)

6. 企画提案に関する留意事項

企画提案に際して、下記の事項に留意すること。

- (1) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用等本事業の企画提案に要する経費等については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (4) 委託事業者の選定に関する審査内容及び経過等は公表しない。
- (5) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (6) 委託契約締結に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。
- (7) 契約締結の際は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第101条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則第101条第2項

前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7. お問い合わせ、企画提案意思確認書・質問書・企画提案書提出先

沖縄県 生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟3階）

TEL：(098) 866-2177

FAX：(098) 866-2164